

学生会所有物品借用規約

制定 2024年5月20日

1. 概要

本規約は、学生会所有物品の借用に関する事項を取り扱う。

2. 物品の借用について

学生会所有の物品を団体活動での使用を希望する場合、下記の規約に同意した上で、物品借用願に必要事項を記入した後、駐在日に学生会執行部役員に提出すること。提出は貸し出し希望日の1週間以上前を原則とする。

3. 物品借用規約

(規約の同意)

- 一. 申請者・団体は申請が提出された時点で本規約に同意したものとみなす。
- 二. 申請者・団体は学生会から借用した物品について、紛失・破損等の無いよう適切に扱わなければならない。

(借用の申請)

- 三. 申請者・団体は借用開始の1週間前までに物品借用願に必要事項を記入の上、学生会執行部に提出すること。
- 四. やむを得ない事情により返却が間に合わないことなどが借用前に判明している場合、物品借用願の備考欄に記入すること。
- 五. 貸出物品が他の申請と重複した場合、原則申請の早かったものを優先する。

(貸出・返却)

- 六. 貸出期間は原則2週間以内とする。
- 七. 貸出期間中であっても、執行部の許可なく申請者・団体以外が借用物品を使用することを禁ずる。
- 八. 物品の貸出は原則、借用開始日の3日前からとする。
- 九. 返却は原則、借用期間最終日から2日後までとする。(休日を除く)
 - 一〇. 返却予定日以外に返却をする際は内務まで連絡をすること。
 - 一一. 物品を貸し出し際は学生会執行部1名以上の立ち合いを必要とする。
 - 一二. 物品を返却する際は学生会役員1名以上の立ち合いと署名によって完了する。
 - 一三. 申請者・団体は物品を即時返却するように連絡があった場合、それに応じなければならない。

(規約違反等について)

- 一四. 無断で返却期限を過ぎた場合。申請者・団体への物品の貸し出しをその年度中禁止する。

一五. 物品の紛失・破損等は即日内務まで連絡すること。後日判明した場合、その年度中の貸し出しを禁止する。

一六. 申請者・団体は、物品の紛失・破損等の賠償を請求された場合、それに応じなければならない。

一七. 規約違反等問題があった場合、以降の貸し出しを制限または禁止する場合がある。

(補足)

一八. 借用物品の故障等で使用者になんらかの損害があった場合も、学生会執行部は一切の責任を負わない。